

緊急事態宣言発出に伴う夜間外出禁止令等の施行について

1 16日、トリニダード・トバゴ政府は、当地での新型コロナウイルス感染拡大を受け、緊急事態宣言を発出し、夜間外出禁止令措置として、政府当局からの許可を得た者を除き、午後9時から翌朝5時まで、人および車両等の移動を禁止しました。なお、同宣言の終了期限は明示されておりません。

2 また、その他の規制措置として、以下の措置等が発表されておりますのでご注意ください。

- (1) 公共の場での5人以上の集会の禁止。
- (2) 必要不可欠業種以外の職場出勤の停止。
- (3) ビーチ、海、川等でのレクリエーションの禁止、ボートツアー、アミューズメント・パーク等の業務停止。
- (4) レストラン、バーの営業停止（含む、テイクアウト、デリバリー）。
- (5) 公共の場での、飲酒の禁止。
- (6) 集団でのスポーツの実施、公共の場での屋外スポーツ・運動の禁止。

3 各種規制に対する違反者には罰金及び禁固刑が課せられますので、十分注意してください。

4 4月以降、新型コロナウイルス感染者数が急増しておりますので、手洗い、マスクの着用（着用義務有り）等を徹底し、感染予防に努めてください。

（参考）

政府 HP

<http://laws.gov.tt/ttdll-web/revision/bylegalnotice>

保健省 HP

<https://health.gov.tt/>

（問い合わせ先）

在トリニダード・トバゴ日本国大使館（アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネービス、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、スリナム、ガイアナを兼轄）

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago, W. I. (P. O. Box1039)

電話 : 628-5991 国外からは (国番号 1-868) 628-5991

FAX : 622-0858 国外からは (国番号 1-868) 622-0858

ホームページ : https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail : ryouji@po.mofa.go.jp